

第 7 章

計画の推進

第 1 節 推進体制の整備

1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、平成 16 年、庁内に設置した「環境日本一やまなし推進本部」により、部局間の連携を図りながら、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

環境日本一やまなし推進本部

(本部長) 知事
(本部長代理) 副知事
(副本部長) 森林環境部長
(本部会議構成員)
出納長
政策秘書室長
各部長
県民室長
林務長
各地域振興局長
公営企業管理者
教育長
警察本部長

(幹事会)
各部次長 人事課長
出納局長 財政課長
県民室次長 各地域振興局企画振興部長
政策参事 企業局次長
秘書課長 教育次長
企画課長 警察本部警務部参事官
広聴広報課長

< 分掌事務 >

「山梨県環境基本条例」に基づく環境基本計画の策定及び推進に関すること。
環境日本一やまなしの確立に係る施策の総合調整に関すること。

2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体・事業者・市町村の取り組みも不可欠であることから、各主体の連携を図りながら、計画の推進を図っていきます。

3 国等との協力

本計画に基づく施策事業の効果的な実施にあたっては、国や関係機関、周辺の自治体など、関係する各種組織との連携・協力のもと、施策事業の効果が最大限に発揮できるよう努めます。

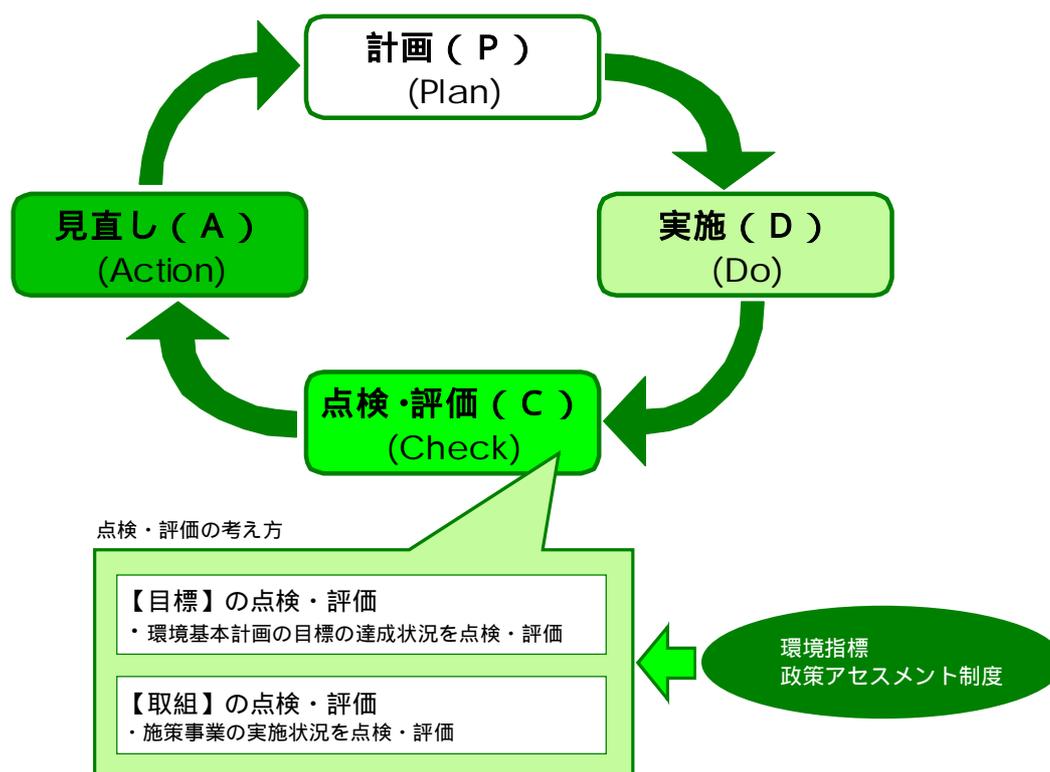
第2節 計画の進行管理

1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理には、環境マネジメントシステムで導入されているPDCAサイクルの考え方に基づき、P（Plan：計画）、D（Do：実施）、C（Check：点検・評価）、A（Action：見直し）という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みを、政策アセスメント制度等既存の仕組みを参考に導入します。

本計画の進行管理では、目標の達成状況及び施策事業の実施状況（成果）について点検・評価し見直しにつながるような仕組みの検討を行います。

また、点検・評価の結果を受けて施策事業の内容や規模の見直しの再検討を行うほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化など、本計画そのものの見直しについても、検討します。



2 環境の状況の公表

毎年の点検評価の結果は、山梨県環境保全審議会へ報告するとともに、広く県民、事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。